

# 感染性産業廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

## 1 概要

当業務は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「当センター」という。）より排出される感染性廃棄物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」ほか廃棄物及び環境保全に関する国または地方自治体の定める法律、条令、マニュアル等（以下「関係法令等」という。）に従い収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行い、中間処理施設において感染性廃棄物の処分及び最終処分を行う業務である。

## 2 排出場所

当センター 地下1階 感染性廃棄物保管庫  
岐阜県岐阜市野一色 4-6-1

## 3 実施要領

### (1) 履行期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

### (2) 感染性廃棄物の種類

種	類
血液、血清、血漿、体液、胎盤、臍帯、卵膜、羊水	
病原微生物（臓器、組織、皮膚等）	
病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの	
血液等は付着している鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む）	

### (3) 荷姿及び予定数量

- ア 耐貫通性のある堅牢なもの、かつ、廃液等が漏洩しないよう密閉できるプラスチック製容器
- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 20 L 容器（長辺 327mm 短辺 315mm 高さ 299mm） | 52,700 個 |
| 40 L 容器（長辺 471mm 短辺 320mm 高さ 354mm） | 43,300 個 |
| 50 L 容器（長辺 435mm 短辺 309mm 高さ 554mm） | 5,200 個  |
| 70 L 容器（長辺 560mm 短辺 420mm 高さ 416mm） | 10 個     |
- イ 内側に厚さ 0.04mm 以上のポリ袋を掛けたダンボール容器
- |  |         |
|--|---------|
| 40 L 容器（長辺 400~470mm 短辺 300~320mm 高さ 350mm 以下） | 200 個   |
| 80 L 容器（長辺 400~500mm 短辺 300~500mm 高さ 650mm 以下） | 3,500 個 |

### (4) 履行内容

- ア 受託者は受託者の責により、関係法令等の定めに基づき適正に行わなければならない。
- イ 収集運搬業務は、当センターから排出される上記の感染性廃棄物を収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行う業務とする。
- ウ 処分業務は、収集運搬業務によって搬入される上記の感染性廃棄物の中間処理及び最終処分を行う業務とする。

### (5) 収集運搬業務の実施日時等

- ア 搬送回数は週5回程度とし、当センターの廃棄物置場が満載とならないよう搬送日、搬送時間、その他詳細な搬入方法については、当センター、受託者で協議のうえ決定する。
- イ 感染性廃棄物の積載後は、集積場所内外を清掃し、常に環境衛生の保持に努めるものとする。

### (6) 収集運搬方法

- ア 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、運搬先及び積込み地における許可権限を持つ自治体から事業の範囲「感染性廃棄物」を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が自ら行うものとする。
- イ 感染性廃棄物の収集運搬については当センターの指定場所（感染性廃棄物保管庫）からバイオハザードマークの表示されている専用の梱包容器（プラスチック容器及びダンボール容

器)の感染性廃棄物を収集し、特別管理産業廃棄物(感染性)処分業の許可を受けた処分施設まで運搬するものとする。

ウ 本業務に使用する車輛は、関係法令等で定める構造を有する専用車であること。

エ 運搬途中の積替え保管を行う際は許可を有している施設にて適正に行うものとする。

オ 積替え保管は1施設までとする。

カ 他の廃棄物と混載はしないこととする。

#### (7) 処分方法

ア 感染性廃棄物の処分に当たっては、処理場所在地における許可権限を持つ自治体から事業の区分「中間処理」、特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」を含む特別管理産業廃棄物(感染性)処分業の許可を受けた者が自ら行うものとする。

イ 感染性廃棄物は、梱包された状態のまま焼却あるいは溶融処理するものとし、焼却あるいは溶融処理後の残渣物は、適法に最終処分地にて処分するものとする。なお、残渣物がない場合はこの限りではない。

ウ 焼却あるいは溶融処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、当該施設周辺的生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

#### (8) 作業の完了報告及び確認

ア 作業の完了報告及び確認は、電子マニフェストにより行うものとし、当該マニフェストの取り扱い方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3に基づき、適正な処理を行うものとする。

イ 当センター担当者は、感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等を記載した電子マニフェストを交付するものとする。

ウ 受託者は、運搬を終了した日から3日以内に、電子マニフェストに必要事項を入力するものとする。

エ 受託者は、中間処理を終了した日から3日以内に、当センター担当者に対し必要事項を電子マニフェストに入力するものとする。

オ 受託者が中間処理産業廃棄物を排出し処分を委託した場合は、最終処分を確認した日から3日以内に、当センター担当者に対し必要事項を電子マニフェストに入力するものとする。

#### (9) その他

ア 上記(3)の梱包容器(プラスチック容器及びダンボール容器でバイオハザードマーク表示のあるもの)は受託者の負担とする。

イ バイオハザードマークシール必要色についても受託者の負担とする。

ウ 受託者は、収集運搬の際、受託者の責に帰すべき事由により当センターの建物・設備等に損害を与えたときは、全て受託者においてその賠償の責任を負うものとする。

エ 受託者は、収集運搬作業及び処分作業に伴い当センターまたは第三者に損害を与えた場合、業務従事者が業務上の負傷または死亡した場合、その一切の行為について、その賠償責任を負うものとする。

オ 許可事項等に変更があった場合、受託者は速やかにその旨を当センターに通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。

カ 収集運搬業務と処分業務で受託者が異なる場合には、それぞれの受託者と契約書を締結するものとする。

キ 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。

ク 契約の履行に当たって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならないものとする。

ケ 暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、履行期間の延長変更を請求することができるものとする。

コ この仕様書に明記のない事項について疑義が生じた場合は、その都度当センター・受託者間で協議の上解決するものとする。